

〔史料紹介〕

草稿「池田農場の概要」と関連史料

伊藤 康

はじめに

本稿で紹介するのは、鳥取県立公文書が所蔵する「池田農場関係資料」（点数二七四点）に所収される「池田農場の概要」（以下「草稿」という。）の翻刻と解説を試みるものである。「草稿」は資料番号90「雑件」中の一点であり、一三行（二つ折り）罫紙一二枚からなるカーボン複写の体裁をとるもので、加筆・修正が施されている。題名中の「の」に取り消し線が入るのもその一例である。作成年は、「草稿」に記載される最も新しい年代が昭和二七（一九五二）年であり、また、一丁目の上余白に「33・11・10 徳川さんの申付で岡山大学へ」と朱書されているので、昭和三〇年前後と推測される。作成者は記されていないが、昭和一八年

から池田家出張所長事務取扱を担った漆原正雄の可能性が高い。

池田農場の沿革については、池田町史編纂委員会が昭和四九年に刊行した『Ⅱ 池田農場史』が、農場の成立から池田家が池田町に所有していた土地を一括町に売却した昭和四六年までを扱っており、同著が、次の『池田町史』の基礎となっている。今回扱う「草稿」は、昭和三〇年前後までの記載という限界はあるが、池田農場の関係者側から作成された点、他の沿革史にはない注記が施されているなど、貴重な資料と言える。

なお、翻刻の後に、他の「池田農場関係資料」等を引用しながら、補足と史料解説を行った。

〔凡例〕

- 一 翻刻者の判断により、適宜句読点を施した。
- 二 「草稿」中にある作成者の加筆、修正、註記については、史料に即して本文中もしくは行間に記載した。
- 三 明らかな誤字・脱字が判明する部分については、右横に、ママと記した。
- 四 繰り返し文字は、ひらがなには（、・ゞ）を、カタカナには（、・ゞ）を付した。
- 五 固有名詞以外の旧字体は、原則新字体に改めた。

〈翻刻文〉

池田農場の概要

当農場は元侯爵池田仲博及元子爵池田源の兩人が組合を結び、明治廿九年十勝国における国有未開地解放の時にあたり中川郡利別太並に下利別原野において、未開地二百二十万坪及同郡「ウシシユベツ原野」において未開地七十万坪合計凡そ三百万坪を何れも開墾の目的を以てて予定存置を出願し許可を得たるに起因する。

同年五月農場管理人を現場に派して事業着手の準備に従事させた。

利別太並に下利別原野における予定地は、其の全地積の九

割以上が密林に属し且つ低湿地であったから開墾は頗る至難であったが、将来の見込あるのに反して「ウシシユベツ原野」予定地は殆んどが低湿地に属し、到底排水施設工事の不可能であることを虞れ、この部分約五十万坪を返還し、同年七月換地として下利別原野北二線以北の未開地を予定存置として交換を出願し許可を得たのである。

同年九月福井県より移民六十戸を募集し、これと同時に同県より人夫二十名を渡航せしめ、小屋掛、或は道路排水路の開墾に着手させて開墾の準備をした。

翌三十年春秋両季に別ちて鳥取県より四十戸其の翌三十一年同県より二十戸を募集渡航せしめて開墾に着手した。

明治三十六年に至り釧路線の第一期工事を着工し駅所在地の内定を見たので、市街地造成の必要を認め、停車場構内敷地約一万坪を寄附し、附近の土地を市街地見込として街路区画を測定し、明治四十二年綱走線の分岐点となる頃には略現況の形態を整るに至った。

I 交通上の位置

⑤ 当農場は十勝川に臨みこの支流利別川左岸に位し何れも舟楫の便によつていたが鉄道の未だ敷設されない時代にあつては古来の経路と舟を利用するのみであつたから移民家族の老幼婦女を遠く内地より招致するには鳥取境港、福井三国港（佐渡寄港）且つ函館港より道内沿岸航路によつ

て大津港に上陸し夫より川舟に拠つて遡上するのを例としたのであるが物資の輸送には更に一段の不便を感じた。今日においては已に鉄道も敷設され、殊に綱走線の分岐点となりたる交通最も至便の位置を占め、年を逐て益々産業の発達を見るに至り都市計画的には概ね交通都市としての構想に企画されつゝある。

II 地積

明治廿九年中川郡利別太及下利別原野並に同郡ウシシユベツ原野において、凡そ三百万坪（一千町歩）の予定存置を受けたるを始め、この接続地において更に未開地の貸付或は売払を出願して増加する一方、時代の進運に伴つて官公署の設置による敷地の寄附其他工場敷地として売払たるもの等、地積の変遷を経たるも開墾成功後における昭和年代初期には次のような地種別であつた

総地積 一、六四四町五反六畝五歩

内 訳

宅地 二一町二反七畝二九歩
道路 一〇町七反六畝〇〇歩
畑 六六四町〇反七畝一五歩
田 三二町〇反〇畝〇〇歩
原野 二八六町〇反六畝一九歩
山林 五三一町七反五畝〇一歩

川成 七四町二反六畝二〇歩

工場敷地 一八町八反八畝二五歩

公共用地 五町四反七畝一六歩

III 開墾の概要

当農場小作者は内地府県より移住して来たから渡航費、小屋掛料、農具は一切之を給与し且つ未開地の開墾に対しては反当二円（五円迄の範囲において開墾料を支給し食糧は移住当初より自給し得るまでの間無利子を以つて貸付した。

当農場小作者は福井、鳥取両県より移住した為各風俗、人情を異にするため農場内を二方面に分ち、出身地毎に移住生活は互に便益を図り未開地の配当については成るべく地形地味の均等を考慮し収入上の均衡を調整した。

主要作物は開墾当初蕎麦、稲黍等耐寒作物を主とし他は試作程度に留め自給安全食糧の收穫に努めた。

明治三十六年頃より大豆、小豆、燕麦、裸麦等の販売用作物を奨励し小作契約も更新した。

明治三十九年頃より大麦、亜麻、甜菜等の工芸作物を併せて耕作せしめ自然水を利用した自家食用水田も地形的に奨励した。

大正五年頃に至つて耕作方法の改善と相俟つて国营、道営の護岸築堤等の完成を見るに至り殆ど農業経営の確立を見

るに至ったので小作契約又恒久性のあるものとして更新した。

当時の契約概要を摘録すれば次のようになってゐる。

IV 小作料の変遷推移

土地	自明治三十九年 至大正四年	自大正五年 至大正九年	自大正十年 以降	摘要
一等地 甲	反別 一円八〇	三円三〇	大豆 三斗五升	⁽¹⁾ 明治三十八年以前では開墾二年目より小作料を徴し、 初年、二年、反当三〇銭〜四〇銭 三年、四年目四〇銭〜六〇銭 五年、六年目六〇銭〜一、〇〇銭
乙	一、五〇	二、〇〇	〃	
丙	一、三〇	一、五〇	〃 三、〇〇	
丁	一、〇〇	一、二五	二、五〇	
二等地	一、〇〇	一、二五	二、五〇	
三等地	〇、七五	一、〇〇	二、三〇	
四等地	〇、五〇	〇、七五	一、五〇	

備考 (2) 昭和十五年において農地法の制定に伴い、更に金納に改められ前記穀納を時価に換算（統制価であった為）徴収に改めた。直後において後記する如くこの農場は全区自作農創設となった。

小作人所要の農具、肥料、種子、藁工品等にして遠隔主産地より購入するの必要あるものは希望により当事務所において買入れ分配の労を執った。小作人の居住区を十二団地に別ち各団地毎に組長一名（任期二ヶ年）を置き各団地毎の用弁或は事務所との連絡任務に当たさせた（年手当支給）。

なお経営事業奨励のため精農には毎年金品を賞与し契約に基く開墾五町歩以上の成功者には池田家より定紋付木杯を賞与し移住当初よりの食糧貸付金完納者には定紋付羽織を賞与した。

V 互助機関其の他

1. 池田農場親睦会

小作者を以て組織し家族の慶弔、氷・火災害の復旧援助等親和的機関とし毎年一回総会を設け、昭和十六年自作農創設独立経営に至るまで継続し、現在南十部の有志において継承している。戦後社会思潮の変化と既に入地当時より三世が中堅となりて経営する今日当初の様相はない。機構は認められない。

2. 池田信用組合

小作者を対照とした経済金融機関で、当初（大正六年創設）組合員一〇一名出資組織とし（一口金二十円）農家経済の円滑に寄与していたが昭和十二年信用組合法の制定と共に

斯の種組合を産業組合に改組し^{されたのでこれを}主体は町農会が継承し解散した。すること、なった。

3. 池田農場貯金組合

明治四十三年小作人を以て主体とする貯蓄涵養の機関として其の成績見るべきものがあつた。殊に後記自作農創設に際り一戸経営を耕作反別によらず土地購入に要する資金（一戸の創設資金四千元を限度とする規定）制限があつたため、この制限額を超えた耕地を有する者は申す自己資金に拠ること、なつたので、斯の場合当初より蓄積額のあつたものは大いに効果的であつた。

VI 自作農創設の動機

元侯爵池田家は北門開拓の思召を以て中川郡川合村及豊頃村の一部未開地老千六百余町歩の開発に対し、明治二十九年より翌三十年に涉り福井、鳥取両県人約そ百戸を入地せしめ千古斧鉞を見なかつた大密林を或は河川の氾濫に任せたる大湿原を開墾し護岸排水工事の完成と相俟て今日の一大沃野を展開したのであるが、多年之等開拓の業に精勵した前記農民等の多くは既に老境に達し、子弟の長するに及びて只管農地の取得をもつて唯一の慰樂として営々辛苦を重ね來り、入地当初より四十数年を経た過去を顧みて偶々昭和十二年農民相図りて斯の衷状を訴へ小作地の分譲方を情願し來つたのである。

仍て当農場事務所においては具体的調査を整えて昭和十四年十二月右の要旨を稟申したのである。

池田家では直ちに協議員会に諮問されると共に当農場事務所をも参与せしめられ多角的に検討の上前記農民等の願意を聴許されることに御内意があつた。

尔来当農場事務所では自作農創設特別措置法によつて自作農家創設に願することの妥当なるを認め直ちにその手続に移つたのである。

Ⅶ 自作農創設について主なる処理事項

(1) 土地整理に関するもの

池田農場は前述の如く、明治二十九年未開地処分法による北海道殖民区画割を基準として入地、開拓に従事したのであるが、先以つて自立自営を急務としたから農民各戸の稼働力あるものは努めて開墾し易い箇所を急いだ。

このため、農家経営上から視れば農地の散逸離閤を免れず開墾後の後生においては農場経営は素より各戸農業経営の上においても大なる欠陥であり、聽ては之を整備すべき必要を痛感していたが、今回之を現況の俣開放することは初期の目的を半減し有終の美を収め難いので自作農創設事前に之を整理すること、した。その主なる事跡を掲げると次のようである。

(イ) 北海道庁に出願して境界査定測量を実施した

(自昭和十一年至昭和十二年)

(ロ) 農地交換分合を行い同時に地積訂正、分筆、地

目変更の手續を執つた(自昭和十三年至昭和十六年)

(2) 地価査定に関するもの

自作農創設地域は関係農民代表十二名による査定員を委嘱し当農場事務所之に参与して池田家より提示の反当平均四十二円を基礎価額とし全地区各筆に至り価額評価をした(自昭和十三年至昭和十五年)。

此の場合前記交換分合によつて将来取得する地区の総額が「自農法」に定める一戸当り政府貸制限額金四千円を超える者の超過分に対しては直接池田農場において自農法創設と同時に売渡処分することに決めた。

(3) 自作農創設申請手続

前述のような整備結果を以つて昭和十五年三月池田町農地委員会に提出し同日可決。昭和十五年六月北海道庁農地部より創設者の身元調査の結果、一部不適格者を除く外承認。同年相前後して「池田農場自作農創設に関する件」を以て理事者提案池田町議会に提出、原案のとおり可決、直ちに池田町長は北海道庁へ申告。

昭和十五年七月北海道農業委員現地調査の上昭和十六年度自作農創設に決定。告示と同時に予算措置を構せられた。

(4) 自作農創設並に同時に行いたる規制以外の開放土地

※1
第一次 (畑) 四百四拾町九反式畝式拾參歩 此対
価拾九万參千六百九拾六円 (七拾壹名)

第二次 (ヶ) 式拾九町六反九畝式拾參歩 此対価
壹万壹千八百五拾參円 (四名)

※1 資金還付は二十四ヶ年賦但創設年度より

三ヶ年据置の制度であつたが、本町では右七十五名で償還組合を組織し戦時態勢も強化された頃でもあり各自勉励して昭和十九年度末において全額繰上償還をなし其筋は素より之を以つて先代池田侯爵は非常に賞讃された(この部分朱書)

自己資金 (ヶ) 百六拾六町四反四畝五歩 此の対

価八万式百拾四円(三三名)

ヶ原 野(原)百參拾四町九反六畝拾九歩 此の対

価壹万參千八百參拾貳円(一)

合計 七百七拾貳町參畝拾歩

(5) 自作農創設による記念事業

氣候条件の厳しい道東地方において千古未開の大密林の伐木に或は又木規則原田河川に乱流する大湿原の改良に挑み、日夜営々として辛苦を重ねつ、只管開拓一途に勤勞を励み、時

には思想的動遙に遭あつても其の都度良識のある判断を以つて之に臨み聊かの禍を免まなかつたのは、池田家の絶えざる愛情の絆と農場事務所員の各戸経営指導に併せて常時志操面の啓發涵養に尽した結果である。

茲に四十有八年を経て初志を貫徹し得た、この大事業を永へに伝えるため次のような記念事業を行われたことは、更に一層有終の美を齎らした。

池田家で直接行われた行事

(1) 公園敷地の寄附

現在の池田町立清見丘公園(二三、〇〇〇坪)で地域全般に亘り、柏かしわ、榎えのちを主木とし樹令マツ三百年余に達する原始林にして鉄道沿線及市街地に近接すること道内稀に見る一大緑地を形成す。

後年約一千本の桜を配植し目下都市計画公園として指定され着々公園設備を行い、市民のみならず隣接町村にありても文化行楽の恩恵に浴すること大なり。

(2) 基本財産として資源地の寄附

今回の開拓農民男女青年団の運営資金増成まに備え原野五町參反歩を寄附せし札夫々共同農地に或は備林地として増殖中である。
開拓農民の行事

(1) 自作農創設記念碑の建設

開拓に成巧マした農家は挙つて斯の慶事を祝福すると共に子孫に之を伝え業務精励の表象として字旭町の一角に記念碑を建立した。

題字「池田農場自作農創設記念碑」池田仲博侯爵

御揮毫

撰文「沿革を叙した四百六字」池田家元協議員村

上恭一氏撰

資材、仙台石碑面九尺巾三尺白石とも高さ十五尺

帯広山田石工所施工

(後記) この記念碑は開拓農民は素より一般人も

又往昔を偲びて常時端倪するところであつたが、

昭和二十七年三月十勝沖地震のため倒壊し(五折)

昭和二十九年九月現代の關係有志によつて復元再

建し、題字は現当主池田徳眞氏の御揮毫である。

以上の行事は昭和十六年九月池田家御名代村(として同家協議員)上恭一氏

の御差遣により池田農場に由緒のある慈教寺において壯嚴

に執り行われた。

附帯事項

当農場において小作地の大部分を自作農創設地として開放し、昭和十六年九月その手続一切を完了してからは、自作農創設法による規制に適合しない農地もあつたので、

これ等は小作地経営に不適當と認められ法的取扱をしないだけで内容は殆ど自作農創設と同様な条件を以つて次のような農地開放が行われた。

総反別 四百四拾壹町九反參畝拾九歩

内訳

小作地並に 附属原野	二二七反〇一九	北海道庁池田林務所苗圃 他一〇件
雑種地	一一、三一〇	元通信省電話中継所敷地
牧場及市場	九〇三、〇〇〇	十勝畜産組合池田市場及 附属牧場
国营開発地	三五八、四〇四	開発営団豊頃事業所
小作地並附 属原野	二九一九、五一六	豊頃ノヤウシ原野高井他 三名

現況Ⅷ(Ⅷの字は朱書)

(イ) 所名変更

昭和十六年自作農創設並に附属農地の開放後は当農場経営方針においても又事務機構においても著しく当初の性格を異にしたので、尔後「池田家出張所」と改称し専ら宅地経営に整備中恰も戦局は倍々拡大して止まるところを知

らず。国の態勢は素より社会経済は極度に統制化され未曾有の現象を程しつゝ、数年ならずして終戦をむかえたのである。

戦後の占領政策は戦時中に企画した^{当所の}経営方針にも至大の影響を受け凡ゆる面に根本から変更の止むなきに至り、その主なるものの第一は宅地経営のため^調区画整理中であつた地域は戦時中食糧補足のため殆ど作物を栽植していたので、農地法の発令と同時に不在地主の所有する現況「畑」として或は又植林計画中の山林は馬産十勝の中樞であつた関係から元小作人等の共同放牧地として混牧林であつた為之亦不在地主の所有する貸付牧野として夫々政府買収の対照として昭和二十二年六月から全年十二月までに決定つけられ^{政府買収の対照となつたもの左の如し。}たもの左のとおりである。

畑、宅地、雑種地 貳拾八町四反五畝拾六歩

山林、牧野 參百四拾五町八反壹畝貳拾八歩

合計 參百七拾四町貳反七畝拾四歩

その第二は昭和二十二年戦災復興資金調達のため財産税の賦課により池田家では諸般の都合により当所管理地の既存宅地を以つて物納に申請したのであるが、当該税務署と打合の結果一応所有者において夫々の借地人に売渡の上換金して金納することに變更され、全年九月その査定額を完納したのであるか^{左の如し。}当時の対照宅地次のとおり。

宅地（七四三筆）八三、一三三坪 （四六三名）

(ロ)現在の管理状況

斯のようにして当出張所は悉く戦後措置の影響による業務に忙殺され、辛^マじて前項の難関に結末を告げ將に尔後の方針について検討を新たにしようとしている秋昭和二十三年一月御当主池田博^氏殿の薨去に遭い、同年一月一日付現御当主池田徳真殿外六名の御関係向で共有に継がれたものを管理経営中である。その主なる業態次のとおり左の如し。

老地（八五筆） 九、八九九坪 大部分貸付

畑（一九筆） 七町八反貳畝拾歩 宅地附属畑として貸付中

原野（二四筆） 四町八畝貳拾六歩 一部土地改良に着手

山林（一一筆） 參拾貳町貳反拾八歩 約十町歩からまつ植林十七年生

無租地（八一筆） 貳拾八町六反八畝貳拾貳歩 然林撫育中

大部分川成地及公共用地 以上

- ① 解放は開放とも記載し、北海道開拓時代の俗語らしいが、道内の新聞や雑誌記事に慣用されていた。然し今日では諸方面から閉塞、制肘等の反語として誤解されるので殆ど用いられなくなったが、通用語として北海道には譲渡、売却等本来の語句よりか常用されている。中川郡「利別太」並に「下利別原野」は、明治二年北海道開拓使庁設置当時の地方名に尔後町村制施行後の「郡」称を冠したものと考える。
- 仍て此の場合両地とも戸長役場管下の「大字」となる。別冊町勢要覧「行政の変遷」を御参照。
- ② 前記同様。なお地名下の原野は地目上の原野ではなくて地貌を大観した所の個有名詞で「ウシシユベツ原野」までが地名である。
- ③ 予定存置は開拓行政上の語で申請後開拓に着手し、成功検査を受け合格した後始めて附与地として払下価額を納入し民有地となる。
- ④ 農場管理人は当時池田家より北海道庁に人選方を委嘱したらしく根室支庁技手久島重義が就任している。同人は、明治廿九年職を奉じて以来昭和九年病没するまで一意専心池田農場の経営に際り農民と共に生活し妻女は葭小屋の中で農民子女の養育に一生を捧げたと

- ⑤ 「ウシシユベツ原野」の浸水地域と「下利別原野」北二線以北の換地は別図御参照。
- ⑥ 「明治三十五年子爵池田源氏の薨去により池田侯爵単独の農場に改組され…」と謂ふ伝承もあるが根拠並に出所が定かでないから茲に記載しないこととした。
- ⑦ 古老の伝承によれば、明治三十五年耕馬一頭を購入し来り馬耕を始めたので従来「手起し」より非常に能率的であったと謂ふ。
- 農家は之を先駆として鋤からプラウハローの如く馬耕具に移行した。
- ⑧ 川合村及豊頃村は何れも二級町村制施行後の名称で、前記の利別太及下利別原野は川合村にウシシユベツ原野は豊頃村に属した。
- ⑨ 昭和九年久島事務所長病没後、同年九月元北海道農産物検査所長那須正夫が就任し間もなく同所長は池田農場に自作農創設を進言し、この創設事業を完了して（昭和十六年）程なく昭和十八年病没した。
- ⑩ 「開墾し易い箇から急いだ」ことは、百戸にも達する開拓農民の大事業として一見無計画のように看られるが、当時開墾予定存置を出願して入地し五ヶ年の事業期間に竣耕することは特別の事情ある場合に延期願の

〈史料解説〉

緩和規定があるにもせよ或程度の成功面積は要したものである。且又農民の種子用、食糧用の産物を成るべく速やかに自給態勢に確保する必要から場合によっては入地区画割を超越して耕起を急いだ。このため飛地トビチ（出作地デサツチ或は通い作カヨイサツとも謂った）か数団地に跨り又距離的にも二Kmにも及ぶ者もあったので今後の農家経営上労働時間や管理上の整備を考慮して大規模の交換分合を行ったのである。

⑭ 欠格者というのは自作農創設当時農家経営の当主が六十才以上の高齢者であり（※）継者が未成年者である者或は他に専業があつて農業が副業化している者は除外されたが一ヶ年の猶余を受けて養子縁組或は業務変更等によって整へ全員資格を得た。

⑮ 慈教寺は池田農場開設後信仰と教化を兼ねて岐阜県より布教師を入地せしめ旁々ト師弟の教養にも当らせた（野村慈教）。

後農場の中心部に寺領を設け慈教寺として法人登記の上現在はその後継者野村慈弘によって父子二代当農場の宗務に當つてゐる。以上

資料番号90「雑件」には、池田農場の沿革に関する史料が「草稿」を含め三点含まれている。残る二点は、「池田農場概要記」「池田農場」である。「池田農場概要記」は、「草稿」と同種の野紙四枚にカーボン複写されたもので、沿革、「一、交通」「二、地積」「三、開墾ノ大要」「四、主要作物」「五、小作契約及其料金」「六、組織」の七項目から成る。執筆者は「草稿」と同じ漆原正雄と推察される。なお、「池田農場概要記」には、「池田農場ニ関スル概況」（野紙「池田家用紙」、七丁）、「自作農創設に係る書簡」（那須正夫の下書き、野紙「池田農場」、一〇枚）が合綴されている。これは、「池田農場概要記」七項目に継ぎ足していく目的があつたものと推察される。一方の「池田農場」は、NHK帯広放送局仕様の四〇〇字詰め原稿用紙一〇枚に鉛筆書きされた原稿で、農場の開設から終焉までを平易に記したものである。作者は小林正雄とある。原稿末に「昭和三十五年十月帯広放送局（アナ）末利光囑託小林正雄来訪」と記されているので、番組用に準備されたものと推察される。参考までに、農場の運営に関わる部分を紹介する。

池田農場経営の最高首脳は、実は池田侯爵個人ではな

かった。池田侯爵の諮問機関ともいうべき「協議委員会」なるものが、一切を処理していた。こうした委員会制度があったため、池田農場の経営は常に大局を誤ることがなかったとも言い得よう。

「池田農場関係資料」にある「辞令簿」（資料番号20）では、御協議員名簿として、内山小二郎、原邦造、村上恭一、加藤正治、森広蔵、兵須久の名がみえる。いずれも鳥取出身もしくは縁故者で、東京在住であった。

さて、「草稿」の性格を考える上では、前述の「池田農場概要記」の存在は考慮すべきではあるが、以下では、『池田農場沿革』、「草稿」、『池田農場概況』の三点を比較検討してみたい。ちなみに、その概略を年代順に一覧にしたのが「表1」である。第一の『池田農場沿革』は池田農場が作成したもので、当時の農場管理人は農場開設時から変わらず久島重義であった。作成された大正一一（一九二二）年といえば、農場開設からすでに二六年が経過している。小作地の開墾も進み、明治三六（一九〇三）年には鉄道が敷設され市街地の造成が始まった。大正七年に入ると富士パルプ株式会社が進出するなど市街地付近には官公署や企業が集まってきた。農場の経営も一段落し、農場の足跡を振り返る余裕が出てきたのであろう。

〔表1〕

原 題	池田農場沿革	池田農場の概要（「草稿」）	池田農場概況
副 題	池田農場概要記	—	—
作成年	大正 11（1922）年 7 月	昭和 33（1958）年 ヲ	昭和 40（1965）年 4 月 1 日
作成者	久島重義	漆原正雄 ヲ	池田家出張所
形 態	活版印刷（本文 8 頁）	罫紙、カーボン複写	活版印刷（本文 13 頁）
章 立 て	沿革	池田農場の概要	池田農場概要
	一 交通上ノ位置	I 交通上ノ位置	1 交通上の位置
	二 地積	II 地積	2 地積
	三 開墾の概要	III 開墾の概要	3 開墾の概要
	四 戸口	IV 小作料の変遷推移	4 小作料の変遷推移
	五 牛馬数	V 互助機関其の他	5 互助機関其の他
	六 救済其他各機関	VI 自作農創設の動機	6 自作農創設の動機
	七 市街地設計ノ概要	VII 自作農創設について主なる処理事項	7 自作農創設について主なる処理事項
		現況 VIII	現況
	註記		

次の史料が約三〇年後に作られた「草稿」である。「草稿」には表紙部分がないので、文頭の「池田農場の概要」が原題にあたると思われる（口絵参照）。本稿はこれを題名としたが、「池田農場の概要」部分に該当するのが「池田農場沿革」本文の「沿革」である。以下、「Ⅰ交通上ノ位置」「Ⅱ地積」「Ⅲ開墾の概要」「Ⅴ互助機関其の他」が「池田農場沿革」の一、二、三、六に該当する。「草稿」は、「池田農場沿革」を基礎としながら、時の経過による新たな事象を書き足したことは明らかである。さらに、一五の註記が施されているのが興味深い。註記の中には、単なる文言や地名に関する説明もあるが、⑤初代管理人久島とその妻子のこと、⑧池田源のこと、⑬交換分合のこと、⑮慈教寺のこと等注目すべき記載もみられる。一方で②の別冊町勢要覧「行政の変遷」、⑥⑦の別図については確認できない。また、この三〇年の間の出来事として特筆されるのは、自作農の創設事業である。前述の「辞令簿」によると、作成者と目される漆原正雄は、昭和一二（一九三七）年七月三日に池田農場事務所技手兼書記に命ぜられ、第二代池田農場事務所長であった那須正夫の逝去に伴い池田家出張所長事務取扱となった。漆原正雄については、生没年などを明らかに出来なかったが、那須正夫が書いた「自作農創設に係る書簡」には、「小作人力会同ノ際漆原技手参列」等と

あるので、自作農創設事業に技術者として深く関与した人物であることが読み取れる。那須正夫の死後は、実質的な農場（出張所）の所長として、池田家が池田町に所有していた土地を一括町に売却するまでの実務を担っていた人物と推察する。

次いで、この「草稿」を活字化したのが、約七年後に作成された『池田農場概況』である。表紙には、題名のほか「昭和四十年四月一日（未定稿）」「池田家出張所」と印刷される（口絵参照）。未定稿とあるから、十分なものではなかったことになるが、興味深いのは、「草稿」の加筆・修正部分が発確実に反映されていることである。なかでも「草稿」にある註記がすべて落とされていることは着目される。事実、「草稿」の註記部分には半丁ごとに大きな×印が付けられている。その上で「表上」を確認してみると、註記以外の章立ては「草稿」と同一であり、精査すると文言上の違いは誤差の範囲である。つまり、『池田農場概況』は「草稿」を推敲した上で活字化されたものであると考えてよい。作成者は、表紙には「池田家出張所」とあるが、これも漆原正雄の可能性が高い。

『池田農場概況』は、『Ⅱ 池田農場史』に「7 自作農創設について主なる処理事項」の頁が写真版で紹介される。『Ⅱ 池田農場史』は、昭和四九（一九七四）年に刊行さ

れたので、『池田農場概況』作成からおよそ九年経過していたことになる。それから池田農場の沿革に関するまとまった著述はない。『池田農場概況』は依然未定稿のままである。

むすびにかえて

筆者が池田農場に関する資料が早稲田大学附属図書館に預けられているのを知ったのは、平成一一（一九九九）年のことであった。この経緯については、「池田農場関係資料」の目録解題に次のように記載している。

本資料群は、池田仲博の孫にあたる池田百合子氏が、尊父徳真氏の依頼を受け、昭和四九年にご勤務されていた早稲田大学に寄託されていたものである。平成八（一九九六）年度から鳥取県人の北海道移住に係る調査を行っていた鳥取県立公文書館（以下、公文書館）は、寄託先の早稲田大学図書館の協力を得て、平成一一（一九九九）年一月一日から一三日まで資料の閲覧及び仮目録の作成を行った。この折、鳥取県への移管の話が持ち上がり、その後、所蔵者の池田百合子氏、早稲田大学図書館と電話による協議を行った。同

年三月一六日、安藤文雄公文書館長、伊達龍彦参事及び担当した専門員伊藤康の三名が上京し、池田百合子氏と面談。この席で、資料群の公文書館受寄の了解を得、その日の内に、早稲田大学図書館にて資料群を梱包し公文書館へ発送した。

公文書館では目録の修正を行い地下書庫に保存してきた。この保存状態を確認し、皮革仕様の帳簿類の滅菌などを施したうえで再度内容精査の上目録化を行った（令和二年五月完了）。今回触れることはできなかったが、農場日誌、会計帳簿、丈量図、池田家本邸（東京）との往復文書、戦前の自作農創設（農地改革）に係る史料等、貴重なものが存在する。その利活用を願い、まずは農場の沿革に関する資料を紹介したのが本稿の目的である。

※本稿の作成に当たっては、池田町から『池田農場概況』、鳥取県立博物館から「池田家家政日記」（明治二五年一月―六月 No. 一四四六六）のデータ提供を賜りました。記して厚くお礼申し上げます。

※「池田農場関係資料」の目録情報は、「とっとりデジタルコレクション」で公開しています。